

帯広市ごみサポート収集事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、高齢、身体若しくは精神の障害、病気又はけが等により、ごみステーションに家庭ごみを排出することが困難な世帯への戸別収集（以下「サポート収集」という。）等を実施するとともに、希望者に対し声かけによる確認を行うことにより、高齢者や障害者等が地域で安心して生活できるまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大型ごみ 帯広市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成 6 年規則第 38 号）第 11 条に規定する大型ごみをいう。
- (2) 家庭ごみ 帯広市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 6 年条例第 18 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する家庭系廃棄物のうち、大型ごみを除くものをいう。

(対象者)

第 3 条 サポート収集の利用対象者は、市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者のうち、自ら家庭ごみをごみステーションに排出することが困難なものとする。ただし、排出可能な同居人がいる者及び親族や近隣住民等から協力を得られる者を除くものとする。

- (1) 高齢者 65 歳以上で介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定により、要支援又は要介護認定を受けている者
- (2) 障害者 次のいずれかに該当する者
 - ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ウ 北海道療育手帳制度要綱（昭和 49 年北海道福祉第 857 号）の規定により療育手帳の交付を受けている者
- (3) 傷病者であって自宅療養している者
- (4) 前 3 号に準ずる者であって市長が必要と認めるもの

2 前項に規定する「排出可能な同居人」とは、ごみを適正に排出できる義務教育を終了した 16 歳以上の同居人とする。

(担当職員)

第 4 条 サポート収集に従事する職員（以下「担当職員」という。）は、条例第 19 条に定める清掃指導員とする。

(利用申請の方法)

第 5 条 サポート収集の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、帯広市ごみサポート収集利用申請書（第 1 号様式）により市長に申請しなければならない。

(調査受付の方法)

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、帯広市ごみサポート収集調査票（第 2 号様式）に基づき、担当職員による面談調査及び受付業務を行うものとする。この場合において、担当職員は申請者の介護担当者（介護支援専門員等）、民生委員及び緊急連絡者となりうる親族等に意見を求めることができる。

(実施の決定)

第 7 条 市長は、前条の調査によりサポート収集実施の可否を決定し、帯広市ごみサポート収集決定通知書（第 3 号様式）により、申請者に通知するものとする。

(収集の方法)

第 8 条 収集方法は、次の各号のいずれかとし、市長は前条の規定により、サポート収集の実施決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、収集方法等を協議して決定する。

(1) 利用者の居住地区のごみ・資源ごみ収集日に当該地区の路線収集担当者が、収集に支障のない範囲内で協議し決定した排出場所に立ち寄り戸別収集する方法

(2) 協議し決定した収集日（週 1 回を基本とする。）に担当職員が、収集に支障のない範囲内で協議し決定した排出場所に、サポート収集専用車で立ち寄り戸別収集する方法

2 前項第 1 号に定める「収集に支障のない範囲」とは「利用者宅前道路境界から玄関先までの、物置の中等は除く範囲」とし、前項第 2 号に定める「収集に支障のない範囲」とは「利用者宅前道路境界から玄関内までの、物置の中、住宅の勝手口内及びベランダ等を含む範囲」とする。

3 第 1 項第 2 号の方法による場合、担当職員は、希望する利用者に対して声かけによる確認を行う。

4 市長は、第 1 項の規定により定めた方法に基づき、家庭ごみのサポート収集を実施するものとする。ただし、引っ越しや家屋整理等に伴う家庭ごみの多量排出については、条例第 11 条の規定により運搬すべき場所及び運搬方法等を指示するものとする。

5 担当職員は、利用者に異変があった場合には緊急連絡先へ連絡する等必要な措置を講ずるものとし、ごみの排出状況等に変化があった場合には必要に応じ第 2 号様式に記載の介護担当者等に情報提供するものとする。

(現況調査)

第 9 条 市長は、利用者が第 3 条に定める対象者に該当しているか確認するために、必要に応じて現況を調査することができる。

(利用者との協議)

第 10 条 利用者は、第 8 条第 1 項で決定した場所に家庭ごみを排出するものとし、収集方法等の変更や一時休止については、その都度担当職員は利用者と協議するものとする。

(利用の中止と変更)

第 11 条 利用者は、申請書の記載内容に変更があるときは、帯広市ごみサポート収集利用変更届（第 4 号様式）により、市長に届け出なければならない。

(実施の決定の取消し)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、サポート収集の実施を取り消すこととする。

(1) 第 3 条に規定する対象者の要件を満たさなくなったとき。

(2) 第 5 条に規定する申請の内容に虚偽の記載があったとき。

(3) 前条の規定による届け出がないまま概ね 6 か月ごみの排出がないとき。

(4) 担当職員に危害を加えるおそれや、ごみの適正排出に係る担当職員の再三の指導にもかかわらず排出状況が改善されない等サポート収集を実施することが困難であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき、サポート収集の実施を取り消した場合には、帯広市ごみサポート収集実施決定取消通知書（第 5 号様式）により、利用者に通知するものとする。

(大型ごみ運び出し支援)

- 第 13 条 担当職員は、大型ごみを指定収集場所へ運び出すことが困難な利用者の大型ごみの運び出し(以下「運び出し支援」という。)を実施するものとする。ただし、引越し、又は、家屋の改築や改修、処分、解体、その他家屋整理に伴い発生する大型ごみを除くものとする。
- 2 運び出し支援の実施範囲は、住宅や車庫、物置等の 1 階部分から指定収集場所までとするものとする。ただし、エレベーター又は階段を安全に使用できる場合は、この限りでない。
 - 3 運び出し支援の利用は、一世帯あたり 1 日 1 回かつ大型ごみ 3 個までとする。ただし、運び出しに際して解体が必要なもの、特殊な技術若しくは道具が必要なもの又は内容物の除去若しくは他の家財の大幅な移動が必要なものは対象としない。
 - 4 運び出し支援の実施を希望する利用者は、帯広市大型ごみ運び出し支援利用申請書兼確認調査票(第 6 号様式)により市長に申請しなければならない。
 - 5 市長は、前項の申請があったときは、利用者と訪問日を調整し、担当職員による確認調査を行うものとする。
 - 6 市長は、前項の確認調査により、運び出し支援の実施の可否を決定し、帯広市大型ごみ運び出し支援実施決定通知書兼完了確認書(第 7 号様式)により、利用者へ通知する。なお、実施を決定した場合は、大型ごみ収集の受付を行うものとする。
 - 7 運び出し支援は、利用者立会いのもと担当職員が実施するものとする。
 - 8 利用者は、運び出し支援の完了を確認したときは、帯広市大型ごみ運び出し支援実施決定通知書兼完了確認書(第 7 号様式)に署名し市長に提出するとともに、排出した大型ごみ 1 個につき大型ごみ用処理券 1 枚を貼付するものとする。
 - 9 市長は、運び出し支援実施時の事故等による家屋や家財の軽微な損傷について、利用者の承諾を得た場合は賠償責任を負わないものとする。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前からサポート収集を利用している者については、第 7 条の規定によるサポート収集の実施を決定した者とみなす。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。